平成２８年第２回美幌町議会定例会会議録

平成２８年３月　８日　開会
平成２８年３月２５日　閉会

平成２８年　３月２４日　第１２号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　議案第２３号～第４５号

○出席議員

１番　髙　橋　秀　明　君	２番　大　江　道　男　君
３番　新　鞍　峯　雄　君	４番　上　杉　晃　央　君
５番　稲　垣　淳　一　君	６番　戸　澤　義　典　君
７番　早　瀬　仁　志　君	８番　岡　本　美代子　君
９番　坂　田　美栄子　君	副議長１０番　吉　住　博　幸　君
１１番　橋　本　博　之　君	１２番　中　嶋　すみ江　君
１３番　古　舘　繁　夫　君	議　長１４番　大　原　　昇　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会委員長	沖田　滋君
選挙管理委員会委員長	松本光伸君	監査委員	髙木　清君

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島　学君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	矢萩　浩君
建設水道部長	小西　守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端　勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂　聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木　斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤　明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
産業連携主幹	後藤秀人君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	小西　順君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國　求君	事務連絡室次長	小南　徹君
教育長	平野浩司君	教育部長	高木恵一君
学校教育主幹	石澤　憲君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君

スポーツ振興主幹	大場正規君	農業委員会事務局長	西　俊男君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本　勝君	議事係	寺田　好君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（大原　昇君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２８年第２回美幌町議会定例会第１７日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大原　昇君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、８番岡本美代子さん、９番坂田美栄子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原　昇君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、所用のため、本日欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会運営委員長報告

○議長（大原　昇君）　昨日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から、その結果について報告を求めます。

１１番橋本博之さん。

○１１番（橋本博之君）　昨日、３月２３日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

４名の議員から、美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、自由討議を行いたい旨、議長に申し出がございましたので、その取り扱いについて報告いたします。

本日、２４日、第１７日目は、議案第２３号財産の貸付についてから議案第２８号美幌町附属機関に関する条例等の一部を改正する条例制定についての表決を行った後に、議案第２９号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての自由討議を行いたいと思います。

自由討議終了後、本議会を休憩し、会派等による審議を行います。

あすになりますが、第１８日目、２５日は、開会後、議案第２９号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての討論、表決を行い、引き続き、平成２８年度関連議案の表決を行います。

その後、追加行政報告、追加議案、意見書案の審議、報告案件などを予定しております。

議員各位並びに説明員の御理解と御協力をお願いいたしまして、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

◎日程第２　議案第２３号から
議案第４５号まで

○議長（大原　昇君）　日程第２　議案第２３号財産の貸付についてから議案第４５号平成２８年度美幌町病院事業会計予算についてまでの２３件を議題といたします。

議案第２３号財産の貸付についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２４号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２５号オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２６号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２７号番号法施行条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２８号美幌町附属機関に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

再開は１０時３０分といたします。

午前１０時０６分　休憩

午前１０時３０分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第２９号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、会議規則第５１条の２の規定により、吉住博幸議員ほか３名から自由討議の請求がありますので、これから自由討議を行います。

なお、議場が狭いので、発言のときには着席のまま発言を許します。

また、発言は私から指名しますので、そのたびに発言をお願いしたいと思います。

まず最初に、自由討議の請求が４名の方からありましたので、そちらの方から発言をお願いしたいと思います。

まず、私から指名をさせていただきます。

新鞍議員、よろしくお願いいたします。

○３番（新鞍峯雄君）　それでは、私の考えを申し述べさせていただきます。

今の原案のままでは、賛否という意味において反対です。それは、人口減少が進んでいる今日、職員数については、多くの町民が高い関心を持っております。

今回、職員定数１５名増の条例改正に対する部局からのさまざまな説明をお聞きしましたが、納得するにはまだまだ説明が不十分であり、このままでは、議決後、私が

町民から説明責任を求められた場合に、説得できるか、大きな疑問を残すところであります。

将来を見据えての条例改正と言われますが、急激な人口減少のことを考え、この機会に首長の任期ごとに職員定数の見直しを行う、このことを明文化すべきではないかと私は考えているところであります。

○議長（大原　昇君）　次に、坂田議員、お願いいたします。

○９番（坂田美栄子君）　私は、この条例に賛成、反対というわけではありませんけれども、考え方を求めたいなというように思っています。

まず、今回説明を受けたのですが、事務事業の見直しの中で、公債費を低下させるために職員を削減したことについては十分理解しているところでございます。職員が減少している中で、かなり無理をしているのではないかというように思っているところですけれども、今回出していただいた資料を見ますと、１人当たりの時間外勤務の増、年次有給休暇の減、病気休暇の増といったことを考えると、定数増の条例について理解しないわけではありません。

ですが、例えば、今回、保育士５名を正職員として採用ということですが、現在、保育所は、正職と臨職が混在している中で、同じ仕事をしていながらも、賃金体系の違いによって疑問が残っていると思っています。雇用者側としては、安い賃金の雇用がいいとは思いますけれども、この際ですから、きちんと整理をしていただいて、定数についての考え方を精査すべきではないかと思っているところです。

もう一つですが、病院の医師の招聘については、今後も呼吸器科と産婦人科の新たな診療科の開設をしたいということを述べておりましたが、スタッフの確保を含めると、新たに職員採用としての定数が確保できるかという心配がございます。そういう意味で、きちんとした対応をとっていただきたいという思いで、今回、自由討議の対象にしたいということで私は出させていただきました。

○議長（大原　昇君）　次に、大江議員、よろしくお願いいたします。

先ほど言い忘れたのですけれども、これはおおむね１時間といたしますので、そのことを頭に入れておいてください。

○２番（大江道男君）　私は、職員の定数を当面の間はふやさなければならないという方向については賛成をいたします。

まず、その理由を述べたいと思います。

一つは、平成１７年決算で、美幌町は、実質公債費比率、一般会計と特別会計などを全部まとめた実質的な借金返済の比率が２３．３％ということで、全国の美幌町と同様のまちと比べて最悪の財政状況に陥りました。その結果、美幌町として、５％を超える高い金利の借金の返済を繰り上げて行うということで、政府にその計画を認めていただきました。

この間、２３．３％の実質公債費比率は平成２６年度決算で１０．０％まで下がりまして、ようやく普通のまち戻った。調べていただきましたら、この間、繰り上げ償還で美幌町が潤った金額は２９億１，２００万円ほどあるということでありまして、多大な繰り上げ償還という恩恵を受けているのは、町民誰もが認めていることだと思います。

ところが、一方で、高い金利を安くしてあげましょう、そのかわり、職員の定数、あるいは実質の職員の数は減らしてもらわなければならない、該当するまちとしては痛みを伴った財政再建をということになっておりまして、例えば、それまでの職員定数は３４８名でありました。それを、平成２０年の３月の時点で２８８名と、６０名の定数削減をせざるを得ないと。もちろん、実質はそれ以下ですが、そういう状況になっております。

そこで、私は、大幅な職員の定数及び実

数が減らされるということに伴って、財政は好転したけれども、職員の健康状態とか、有給休暇がどうかということも、この間、議案審査の中で資料も提出していただきました。

その結果、年次有給休暇は、残念ながら、平成１９年時点をはるかに下回っているということがわかりました。

さらに、健康状態を示す総合健診の受診の結果、通常という人数の割合は大体７．７％で、この点でも全道と比べて低い状況も明らかになっています。

また、時間外勤務の状況は、平成１９年を１００時間といたしますと、年々上がっておりまして、平成２５年度は１５３時間、平成２６年度は１６４時間ということで、急速に時間外がふえている状況です。

ちなみに、この間、対象となっている人数で割り返しますと、これは１２人に相当する時間外となっていますので、相当程度、人をふやさなければならないという状況を示していると思っております。

なお、これは、手当が出された時間外でありまして、休日振りかえなどの場合は時間外にはカウントされておりません。しかし、振りかえの休日が実際にとれているかというと、残念ながら、それもできていないというのも実態としてはあるということで、繰り上げ償還によって、町民全体あるいは町財政は大変潤ったけれども、その跳ね返りは、職員の健康とか勤務量の増加という形で上回っているので、人口は減っている中にあるけれども、実態としては正確に見ていく必要があり、一定程度ふやさざるを得ないということは明らかだと思っておりまして、人数をふやさざるを得ないという部分は理解をいたします。

同時に、町民の受け取りとしては、人口が減っている中で職員をふやすのはいかがかという疑問があることは事実であります。

そこで、私としましては、町の最高位の計画は美幌町基本構想を受けた基本計画ですが、基本計画は、町長の任期をもって見直しを図るということが今回提案されています。現町長で言えば、残り３年の後には見直しをし、新町長で言えば、４年ごとに見直しがされてくるということが担保されていますので、そういう点では、私は、議員間討議を求める吉住議員の第１の理由がそこにあるということで、私自身は、まだ明確にどうすべきか腹を固めていないのですが、それは一つの案だなと思っているところでありまして、ぜひ、議員間で率直な討議を行うべきだと一つは思っています。

もう一つは、後で御本人から話がされますが、例えば町長部局と病院とか、部局間の定数の融通をつけようというのは条例上は認められているのですが、それについても議論をしたいという吉住議員の意見についても、十分に検討する価値があると思いまして、自由討議に賛成する立場をとったものであります。

○議長（大原　昇君）　吉住議員。

○１０番（吉住博幸君）　今回、私を先頭に、自由討議に賛同してくれる方、そして、この場を設けてもらった皆さんに、まず感謝をしたいと思います。

私がなぜこれを言ったかということですが、実は、２月１６日の総務文教厚生常任委員会の席であります。先に国保病院の説明を受けたのですが、その後、総務部長・職員担当主査を含めて、定数のことについて説明を受けたところであります。

そこで、ここに、簡易速記ですけれども、テープ起こしをしたものがあります。そのときに、総務部長は、定数の改正は町長の任期ごとに検討することとしているとはっきり言っています。任期中の事務事業量で人数を検討したい、委員会ではこういう話をされています。

ただ、私が奇異に思うのは、３月１１日、今定例会のことでありますが、この条例の説明の折に、そのことは一つも説明さ

れていない。あえて言うならば、美幌町議会というのは本会議主義であります。なぜここの差異があるのか。

もちろん、疑問点整理等を通して、会派審議のときに総務文教厚生常任委員会で言われているということは耳にはしていますが、本会議上で、何で説明に入っていないかということに対して疑義を感じたのがまず１点であります。

次に、先ほどから、大きいテーマとして、美幌町は、簡単に言えば１０年後に人口が１万８，０００人になるという中で、人口のデータを取り寄せました。

それによると、平成２３年４月末で人口は２万１，６７２名、そして、きょうの日の人口で言うと２万４７１名ですから、この５年間に１，２０１名が減っております。総合計画でも扱いましたが、平均値で言えば１年間に２４１名が減少しているということで、１０年後の推計とほぼ合致しているのかなという思いであります。

そこで、再度申しますが、２月１６日の総務文教厚生常任委員会で総務部長がおっしゃったのは、事務事業量で人数を検討したいということでありました。今回、事務事業の整理はされているのですか、それに対して人数はどうですかという質問を私は堂々とさせていただいていますが、私の印象では、私の質問に対して明確な答えはなかったという思いであります。

委員会での答弁と多少の差異はあるにしても、そこら辺を本会議で明確にしていただきたい、こういう思いが募っているところであります。

次に、大きい意味で３点目です。

これは、委員会のときに、それから、定例会の最中にも、病院の、平成２８年４月１日の人員についての質疑に対して、事務長からは８４名という回答でした。現行定数は９１名であります。その瞬間、９１引く８４で７人あるのではないかという疑問を思いましたが、全体では２８３名で、２名しか余裕はありませんということであります。

それをひもといて考えていった場合、私の計算ですが、病院定数の５名分はほかの部局で活用されていると。そういう意味において、定数条例の第４条では、簡単に言いますと、部局相互の間で定数の増減をすることができると書かれています。ですが、病院としては、この５名を他の部局にとられているのであれば、そういうことが許されるのであれば、今後、幾ら増員しても、少なからず病院の定数の異動はあってはならないのではないか。

その根拠は、病院というのは、一種の企業会計であり、いろいろな経営手法を考えていかなければいけない。それが他の要素で、例えば、看護師を雇うにしても、医者を雇うにしても、ほかの部局にとられてしまって、定数を飛び越えるということが直面している話であります。

そういう意味においては、病院における定数は、少なからず第４条の適用外にすべきではないかということを議員の皆さんに訴えたいと思うのであります。

そういう趣旨を述べさせていただきましたが、議員間討論ですから、皆さんの御意見も拝聴したいし、大江議員から私自身に質問が来るのかなと期待していますけれども、大筋では、この３点について皆さんと議論したいという思いで申し込みました。

○議長（大原　昇君）　そうしたら、今のところ、反対という立場ですね。

○１０番（吉住博幸君）　単純に、人数を何人にしたいという意味では、まだ理解に至っていませんから、そういう意味では……。

○議長（大原　昇君）　まだわからない、三角ですね。

○１０番（吉住博幸君）　三角です。

○議長（大原　昇君）　皆さんにお願いします。

今、吉住議員にお聞きしましたけれど

も、賛否を明らかにしていただいてから発言をお願いしたいと思います。

古舘議員。

○１３番（古舘繁夫君）　この機会をつくっていただきましたことを感謝申し上げます。

この議案は、定数をふやしたいということですが、新鞍議員からは、町民の方々にこのことを説明するのは大変難しいぞというお話がありました。これは、やはり、よくお話を聞いていただいて、町民の皆さんに理解をしていただくことに努めていただきたいと思います。

考え方としては、定数をふやすべきだと思っています。その一つは、今の社会情勢で、企業は定年延長をしています。それには、いろいろな事情や、いろいろな規則、決まりをつけてはいますが、定年を延長しています。６０歳で定年退職する場合は、年金をもらうまでの間、無年金状態に陥るということが当然考えられます。そして、再任用という制度、ルールがあるわけですし、役場職員の皆さんは、長い経験と勤務でよく言われる人材、人は宝という意味での人材は、お給料は随分減額するかもしれませんけれども、その経験や知識を余すところなく、数年の期間、結果的には地域のため、町民のためにお仕事をしていただければなと思っています。

もう一つ、吉住議員もおっしゃっていた国保病院のことについては、同じ２８５名から３００名の定数の中でということになると、大変いずいものがあるのだろうと思います。私は、産婦人科の先生とか眼科の先生とかいろいろなことがあった場合には、定数ということはあるけれども、私は拡大解釈されてもいい時期が出てくるのかと思っています。

最後になりますけれども、行政改革の中でアウトソーシング、グループ制などをどんなふうに進めていったらいいかということについて、もっと知恵を出し、本当に小さな政府、職員がよく頑張ってくれているぞと、そして、再任用の人も、若い者をいろいろと指導しながら、自分の置かれている立場で精一杯やっているという姿を見せるのも、若い職員の皆さんに向けるいい立場だろうと思っておりますので、今回の定数増は、再任用のことも含めると賛成という思いであります。

○議長（大原　昇君）　次に、戸澤議員。

○６番（戸澤義典君）　まず、この条例案については、賛成という立場で意見を述べさせていただきます。

当初、１５名定数をふやすということで、これは町民には絶対に納得されないだろうという趣旨でいろいろと質疑もさせていただきました。いろいろな部局に行って確認もさせていただきました。それで判断して、十分納得したということで説明させていただきます。

まず、当初は３５０名近くだった定数が、２８５名、６０名ちょっと減ったということで、その間、グループ制ですとか、アウトソーシングですとか、役所なりにもそれなりに自助努力はしてきたのだろうという認識は持っております。

また、その間、個人情報保護法とか成年後見人制度、あるいは、つい最近では番号法等々、国からいろいろな制度が来て、その中で職員もそれに対応する人材が必要になってきているということから、本来なら病院職員は９１名の定数のところ、現状は８４名と。先ほど吉住議員が言いましたように、５名の部分がそれにとられているのだろうなという思いがいたします。

今後、病院の職員を眼科医師も看護師も含めてふやしていきたいという観点で考えたときに、今の定数ですと、部局の要員をもっと少なくしろということになりかねません。

先ほど言いましたように、個人情報保護法などの制度がふえた関係上、さらに人を減らせば、先ほど大江議員からもありまし

たように、時間外勤務ですとか、有給休暇の取得状況ですとか、ますます負担がかかっていくのではないか。

今の部局の状況としては、いろいろな自助努力をしながら、手いっぱいの状況の人員で最大限の仕事をやっているのではないかという観点で考えますと、今後、病院職員をふやす、あるいは、再任用の職員をふやさざるを得ないということを考えますと、やはり、上限設定を上げるしかないのかという気がしております。

○議長（大原　昇君）　稲垣議員。

○５番（稲垣淳一君）　今回の定数増に関しましては、一定の理解をして、賛成の思いでいる一人でございます。

まず、その理由として、過去に、行財政改革を美幌町が推し進めている中で、私もその会議の中の一人として参画していたわけですが、やはり、財政問題が一番大きくあると思いますし、コンパクトシティーといいますか、小さな政府で、小さくてもきちんと運営できる自治体を構築していくのだという当時の強い思いを理解しておりました。

その中で、アウトソーシング化を進めたり、グループ制等を導入して、少ない職員の中でもきちんとした運営、事務事業をしていくのだということで一定の理解をして、そのとおり職員を減らし、現在に至っているわけです。

そこで、今回、定数をふやすという話に関しましては、職員の年齢における逆ピラミッド化も顕著なものがあるのは理解いたしますし、そしてまた、先ほど来お話が出ておりますけれども、病院の職員の数と町長部局の人数については、ある程度一定の考え方をもって、ある程度切り離して考えることも今後必要なのかと思います。そういう先のことも考えますと、今回の定員増に関しては一定の理解をしています。

ただ、それを理解するためには、現在の美幌町の機構として、町長部局や企業会計やいろいろありますけれども、もっとスリムな機構改革も今後進めていってほしいという思いを、今後、いろいろな場面で発言しながらということを前提に、今回の定数増については、一定の理解をして、賛成するという立場であります。

○議長（大原　昇君）　次に、髙橋議員。

○１番（髙橋秀明君）　私は、今回の定数の変更、増員には賛成をいたします。

その理由としては、先ほど大江議員がおっしゃったように、前回、大幅に６０人減らしました。その中で残業もふえている。その残業の割り算をしたら、定数を十分ふやす理由になるという資料分析もありました。多分、そういうことだろうと思います。

人口減少即職員減数には多分つながらないだろうと思います。先ほど、戸澤議員もおっしゃったように、国からの要望の事務量が当然ふえてくるのだろうと思います。これは、人口減少対策との兼ね合いもあるのだろうと思いますけれども、人数が少ない自治体ほど職員がふえるのはいたし方ないと考えまして、この提案には賛成いたします。

○議長（大原　昇君）　中嶋議員。

○１２番（中嶋すみ江君）　この条例を最初に見ましたときに、１５名もふえるということで、町民の思いとして考えますと、びっくりはしました。しかし、この条例の中で人数を拝見させてもらって、説明もお伺いしますと、図書館司書とか保育士など、今、年金対応ということで再任用制度が開始になりましたが、新規採用もしなければ組織の崩壊につながる可能性もあるというお話を伺い、それも一つあるなと思いました。採用をしなかった時期もあったと。また、事務職も新規採用を２人予定しているということです。

そういうことから、１５名の定数増ということで、病院も４名ふえますけれども、今、病院の医療体制が充実してきて、診療

科目もふえてきておりますので、これは必要であると私も感じております。

１５名の定員増に対して、最初は違和感がありましたが、その説明を聞きまして、また、改正の趣旨を再び読み直しましたけれども、これは必要であると私は感じました。

○議長（大原　昇君）　早瀬議員。

○７番（早瀬仁志君）　議案２９号に関して、賛成の立場で御意見を申し上げたいと思います。

定数２８５名から３００名と１５名の増ということで、非常に大きな数字だなと思い、説明を幾度か聞いて、納得するまでに時間がかかりました。会派内でもいろいろな意見がありました。

病院で現在は９１名の定数がありますけれども、実質８４名ということで、定数が余剰と言えばおかしいのですが、それだけ満たされていないということです。ただ、今後、医師なり看護師の増員に向けては必要な数だと思います。

それから、９１名の定数を９５名にしたいということで、今後に向けて、充実した医療を行うためには必要であるということで、これも理解をしたところであります。現在、病院関係の定数が余っていると言ったらおかしいですけれども、計算上では５名の部分が庁舎内の事務事業に当たっている職員の割り当てになっているということです。

本来は、どういった部門で人員配置がなされ、どこで足りないからふやしたいという説明があれば、私もより一層理解が進んだと思います。

その辺は、先ほどからお話がありました再任用のシステムがあって、それをやるためにはどうしても必要な人数を確保しなければならないと。また、事務事業を行うために、新規採用も当然進めていかなければ組織としての成り立ちも難しいという説明を受けて、納得したということであります。

いずれにいたしましても、定数を決めても、その中で効率的な仕事をするために、事務事業の中身を再度見直していただいて、定数を満度に使うのではなくて、やはり、少ない人数でより効率的な仕事をしていただくように努力をお願いしたい。そういった観点で私は賛成したいと思います。

以上です。

○議長（大原　昇君）　橋本議員。

○１１番（橋本博之君）　それでは、賛否については三角の立場で申し上げさせていただきたいと思います。

職員定数の考え方についてですが、アバウトな話だと思って聞いていただきたいと思います。

私が議員になった当時、民生部の事業費が１２億６８１万３，０００円です。これは平成１４年度ですが、平成１５年度になりまして１４億７，３９６万５，０００円ということで、平成２８年度は幾らになっているかというと、２３億９，５１１万６，０００円ということで、この十二、三年で倍増しております。これは、社会福祉の充実に伴う制度改正等があったと思っております。

ということで、簡単に言いますと、人口の減少などで職員定数は簡単に決められないと思っております。

それから特別会計、例えば水道会計で申し上げますと、給水戸数がふえればふえるほど、行政の業務量が多くなります。そうなれば、職員もどんどんふえていきます。町民に対してサービスをすればするほど職員数はふえていくことになります。

人口の減少があるから、それに比例して職員の数を下げなさいという考え方とは全く一致しないものがあると思います。

また、病院の企業会計としましても、執行部と議会が病院の将来性について議論が足りなかったのではないか、そんなふうに思っています。

特別会計については、自治体の裁量が多くなされるものですから、町民に対してサービス量をふやせばふやすほど、行政コストは上がっていく方向になると思います。

町長は、今後、産婦人科の医師を招聘したいということです。また、それに伴って、看護師も増員する。つまり、サービスをすればするほど職員はふえていきます。どこまでサービスをするのか、できるのか、その負担に、町は、町民は耐えていけるのか、そこを執行部ともう少し密に話し合うべきではなかったのかと感じております。

ですから、特別会計に対しましては、コストと町民サービスを今後ともうまくやっていく必要がございますし、人口が減ったからといって受けるサービスがその分だけ少なくなってもいいと言う町民はなかなかいないのではないかと思っています。

今後、大変難しいかじ取りになると思っておりますが、私の職員定数についての考え方は、このようなことを思っております。

○議長（大原　昇君）　上杉議員。

○４番（上杉晃央君）　私は、議案の質疑のときにもいろいろな観点からただしたのですけれども、その前提というのは、皆さんもおっしゃっているように、総務省が市町村に対する行政改革を強く主導するという背景の中で、美幌町も行政改革の集中改革プランに取り組んできて、平成１１年３月に最大の３４８人の定数であったものが、これらのプランの推進によって、民間委託などを推進する中で、平成２７年３月に、現在の定数である２８５名ということで、６３名もの大幅な減員をしながら、行政のスリム化と財政の健全化を図ってきました。

先ほどもほかの議員からお話があったように、この間に、国は、地方分権一括法によって、市町村にできるだけいろいろな事務事業をおろすということで、残念ながら、それに伴う財源付与は非常に不十分で、自治体だけがそのしわ寄せを受け、この減員の中で職員も相当苦労されてきているのだと思います。そういうしわ寄せがある現状の中で、いかんともしがたいという判断から、今回の定数増員は、子育て支援の保育士であったり、技術職員の土木であったり、図書館司書は正職が１人しかいませんから、そういった部分も含めてありました。また、唯一の入院ベッドを持っている国保病院の充実ということから、医師を初め、関連するスタッフの充実を図りたいということで１５名の増員という提案であります。

そういった意味では、今後３年間の見通しの中で、特に町民の皆さんにも理解をいただく部分では、例えば再任用ということが数人の議員からもあったように、６０歳で定年になりましても年金が出ないということから、本人の希望によって、それぞれ１年の希望の範疇で延長しながらということです。今まで、幸いなことにと言ったらおかしいですけれども、再任用を希望しない職員がいたため、定数内で何とかおさまってきたものが、今後、ここは３年間で５名ほど出てくるということですから、こういったことを考えたときに、１５名の定数増はやむを得ないものだということで、賛成の立場であります。

ただし、質疑でも行いましたが、定数増に当たり、提案する町長については、やはり、議会に対して、もう少し早く、職員の定数管理の状況、あるいはその必要性を事前に説明をしていただきたいのです。今回は、理解を求める姿勢が十分ではなかったと私は思っています。

逆に言えば、こうしたことに鑑みますと、議会議員の役割としては、行政の事務事業のふだんの見直しがどう行われているのかということを、議会の立場で真摯に審査・チェックをしていくと。あわせて、いわゆる正職員だけではなくて、恒常的な臨

時職員、さらには嘱託職員、これらを含めて、美幌町の必要な人員はどの程度いるかということを、議会が今回の定数条例の提案をきっかけにしっかり審査をして、町民にも説明責任を果たしていく責務があるのだと私は考えております。

最後に一つ、私の思いですけれども、この３００名というのは上限であります。上限でありますから、これを超えることはできませんけれども、努力によって、その範囲内で今までもおさめてきております。そこは、３年間の中でどういう状況があるかわかりませんけれども、ぜひ、その辺は十分認識をしながら考えてほしいですし、病院に関しては、収益とのバランスを考えながら、どういう診療科目が本当に必要なのかということも、今後、十分議会にも提案し、議論をした中で求めていくことが必要ではないかと思います。

私の賛成の立場からの発言を終わります。

○議長（大原　昇君）　最後になります。岡本議員。

○８番（岡本美代子君）　私は、今回の職員定数条例の改正には賛成いたします。その理由を述べさせていただきます。

人口減少問題ということが言われますけれども、今、高齢化と少子化、特に２０２５年問題を控えまして、地方で創意工夫をして、人口減少社会にどう対応していくか。私が考えていますのは、今、国は、ある程度お金を出すから、自分たち地方で考えろということだと考えています。ここ１０年、地方の取り組み次第では、地域に差が出ると考えています。そのような中での職員の数がどうであるかということだと思っています。ここ１０年で少子化対策、高齢化の社会をどうやって地方自治を進めていくのか、それを確立していかなければならないと考えています。もちろん、こういう事業には、職員の仕事もふえてきます。そして、国・道からの仕事も、私たちが感じているところでは、ふえていると感じています。

私は、平成１１年から議員をさせていただいていますけれども、私たちは、一般質問などで、町の仕事はどんどんふえていくというように感じながらも質問をしているわけです。平成１１年から新たに始まった事業と終わった事業ということを考えますと、圧倒的に新しい事業が多いのではないかと思っています。

昨日でしょうか、職員の休暇の取得の仕方、健康状態の資料を見させていただきました。今、国や、社会情勢も、健康を損なって、長期の視点で見れば人材を失う、それは大きな損害であると報じられています。その人の職業人生を終わらせるようなことではなく、長い間健康で働いていただくことが金額的にもプラスだと、今、会社などでもそうなっています。もちろん、それは自治体にも言えることだと思っています。

その流れで、そのためのストレスチェック制度が始まったのではないかと考えています。

それから、産休・育休・年休をとりやすくする、そして、働き方の多様性として、今、がんになっても働いていただけるような体制の方向になっています。

また、庁舎内ではないですけれども、私は、介護で早期に退職する方を何人か見ていますので、雇用ということを考えますと、１５名の中で、病院職員・教育委員会・土木技術士・保育士・再任用ということですので、理解を示すところです。

また、考え方としては、１５名を急に出すということよりも、自治体としての仕事を考えますと、先を見通して、特に専門職などは、人材育成も考えた期間も考慮していただきたいと思っています。

そういうことで、私は今回の改正には賛成いたします。

○議長（大原　昇君）　全員、１回目の発

言をしました。それでは、個人個人にお聞きしたいという方がおれば、お聞きください。

吉住議員。

○１０番（吉住博幸君）　大江議員にお聞きします。

端的に言いますと、時間外の資料をいただいています。

単純にこういう議論をしたときに、私も会社の一員でありますけれども、仮に人がふえたとしても、これは永遠のテーマだと思うのです。例えば、１０人雇ったとします。例えば、平成２６年度は９５時間となっています。グループ内の１人がふえるのであれば、おまえ、きょうは休んでいいよ、俺がやっておくよということはあると思うのですが、例えば、土木部の人が民生部の人の仕事を背負えるかといったら、役場という仕組みからいったらあり得ないと私は思います。

ですから、むしろ、こういう状況はそのとおりだなと思いながらも、むしろ議論すべきことは、俗に言うサービス残業です。しっかり対応を取りなさい、働いた分を払うべきだというのが議論の筋ではないかと思います。

もう一点は、あるコンビニの本部が訴えられました。それは、支店長という名の管理職です。実質は、朝から晩まで、極端には３６５日休まないで働けという実態が監督署から指摘されているところであります。

そういう意味では、私は、管理職も自主的な軽減ということで頑張ってきているのであれば、いま一度、管理職の手当も議論してあげなければいけない時期に来ているのだろうと思います。

でも、あえて言えば、人がふえたから背負えるかという論法では否だと思っています。これは、永遠に尽きないテーマだということで御承知おきいただきたいということであります。

それから、大江議員に改めてお聞きしたいのですが、事務事業量という言い方をさせていただきますが、仕事量があって人を雇用するのは当たり前です。私自身もそう思うところですが、総務文教厚生常任委員会のときに、総務部長が事務事業の量で人数を決めたいと本当に言われているのです。ですから、それを示していただきたいということに対して、今の流れで、６５歳まで再任用ということは私もわかっています。しかし、再任用に当たって、事業量があるのかという証明をまずしていただきたいのです。

大江議員は、先ほどから財政状況のことも言われていますので、そういう意味でもお教え願いたい。

そして、私の勝手な意見も言わせていただいた中で、私は、定数を決めるにしても、定数内定数という言葉を勝手に使わせていただきますが、病院は一つの企業であります。ほかの要因で人数が実質減らされたりしてはいけないという考えを持っていることは、もう御承知いただいていると思います。

そういう意味では、私は、今回、単純に定数をふやしたいということではなくて、条文にも踏み込むべきだということです。例えば、条文を御紹介しましたが、定数条例の第４条です。今回の病院の実質的な負担は、他の部局に病院の定数が食われています。他の部局で使われているなら、そういう組み立てで定数をこうしたいと言うべきであって、現状は、今後の姿をしっかり見るときに、もし病院の定数を９５名と決めたのなら、他の部局に持っていくなと。というのは、看護師の確保、医師の確保という意味では、常に一定の数を担保しなければ成り立たないと思うのです。

この３点について、意見があればお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　大江議員。

○２番（大江道男君）　私が最初に申し上げました時間外が相当だということで、それを単純に１人の職員の年間総労働時間の１，８６７．７５時間で割った場合に、約１２名必要なのだということを申し上げたのです。これは、こういう粗い議論ではないのだと思うのです。総数としては必要になっているし、風林火山ではありませんが、職員はこのまちの石垣であり、城なのだと思います。その職員の健康を害するようではいいまちはつくれないという意味です。

これは、橋本議員も言われていたと思うのですけれども、どんなに人口が減っていったとしても、町のサービス量をどうするのかということによって考えていかなければいけません。人口が減ったのだからサービスが減るのは当たり前だとはいかないのです。

そういう意味で、私が申し上げたのは非常に粗い議論だったと思っていますが、人口減の中でも、職員の定数あるいは実数をふやすことについては理解すべきだと。ましてや、美幌町の場合は、とりわけ財政再建のために集中的に職員の実数を刻んでいったのだということを町民的にはしっかり理解をしていかなければならない、そういう意味で申し上げました。

ほかの方々の議論の中でも、今回の定数増は、職員の質を高めるといいますか、臨時職員を正職員にするのだよという部分とか、病院でも、お医者さんがふえて、仕事量がふえて、それに伴うスタッフも含めた定数増ということなので、これは当然見ていかなければならないという要素をあえて付議して、定数増についてはやむを得ないということを一つは申し上げたいと思います。

二つ目に、事務事業量があっての定数だろうということで、これもそのとおりだと思っています。

実は、美幌町の最高法規は自治基本条例なのですが、この条例の第４８条で、この条例の施行の日から４年を超えない期間ごとにこの内容を見直すと明記されたのです。町の最高法規が、４年ごとに適しているか否かを見直そうということであります。

それから、先ほど申し上げましたが、総合計画の基本計画の中でも、これは町長の任期ごとに見直そうということです。これも４年ごとです。

こういう作業を入れることになっているので、私は、吉住議員が言われる条例の改正が必要かどうかは議論の余地がありますけれども、その考え方は当然だと思っています。

本会議での提案理由の説明の中では、町長の任期ごとに見直しをするという部分が入っていないので、それを委員会に対する説明の中で、町長の任期ごとに見直しをするのだよという部分との若干の差異があります。これも含めて明文の規定とするか、あるいは、公の場所で改めて、４年ごと、町長の任期ごとに、定数というのは、サービスとの兼ね合いもあるものですから、町長の政治姿勢も含めて裏返しの職員定数なので、これを検討する、見直すということは、大いに時代に即したものではないかと思っています。

病院の企業会計の部分については、設置者が町長ということもあって、一般職を束ねているのも町長なので、そのもとで人数の融通は、状況を見ながらやっておられるのだろうという思いはありますけれども、論点としてはおもしろいなと思っています。こうあるべきだとまではまだ申し上げられませんけれども、そのように思っています。（「反問も受けたと思いますので、一言で終わります」と発言する者あり）

○議長（大原　昇君）　おおむね１時間になっていますので、端的に、要領よくお願いいたします。

○１０番（吉住博幸君）　今、反問を受け

たことに、１点、気になるところがあります。

１回目に、本会議主義から言って、明文化が云々ということで考え方はどうですかと問われたと思います。私は、委員会でしゃべっていることがそのとおりであれば、本会議という議事録が残る場で表現があれば、あえてこの条文において書けという思いはありません。議事録に載れば、それは社会的に有効な行為だと思っていますので、その点は、私の考えをお伝えしておきたいなと思っています。

○議長（大原　昇君）　ほかにお聞きしたい方はおりませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　それでは、おおむね１時間となりました。議員各位の賛否も明確に出されました。意見も出し尽くしたのかなと思いますので、以上で自由討議を終了いたします。

会派審議のため、暫時休憩をいたします。

再開はおおむね１５時４５分をめどといたしますが、状況に応じて再開いたしますので、御了承願います。

午前１１時３３分　休憩

午後　３時４５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎延会の議決

○議長（大原　昇君）　お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○議長（大原　昇君）　本日はこれで延会いたします。

午後　３時４５分　延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員